

令和6年度

# 益田市水質検査計画

令和6年4月

益田市上下水道部

## はじめに

本市はすべての水道水源を地下水及び表流水、伏流水（浅井戸 24 箇所、深井戸 5 箇所、表流水 6 箇所、伏流水 1 箇所）でまかなっており、滅菌消毒をした後、各家庭に給水しています。

安全でおいしい水を供給するためには、水源の保全により良質な原水を得ること、給水栓水の水質を保持するため、配水管や給水管を適正に維持することが重要になります。

平成 16 年 4 月 1 日より施行された水質基準は現在 51 項目になっており、水質検査の一部省略など地域性、効率性を踏まえた柔軟な運用を行えるようになっていました。また、水質検査の信頼性確保や水質検査計画の策定・公表などが盛り込まれています。

本市では、この水質基準を受け、水質検査項目や検査頻度などについて、水源の特徴、水質的課題等を踏まえたうえ、安全性の確保、効率性、過去の水質検査実績を最大限生かす形で検討を行い、水質検査計画を策定しました。

なお、この計画は益田市（平成 30 年 4 月簡易水道事業等の統合）の区域としています。

1. 水質検査の基本方針
2. 益田市水道事業の概要
3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況
4. 定期的水質検査における項目・採水の場所・検査の回数及びその理由
5. 臨時の水質検査
6. 水質検査の委託の内容
7. 水質検査計画及び検査結果の公表の方法
8. その他
  - (1) 水質検査結果の評価
  - (2) 水質検査計画の見直し
  - (3) 水質検査の精度と信頼性保証
  - (4) 関係機関との連携

## 1. 水道検査の基本方針

### (1) 検査地点

水質基準が適用される給水栓（蛇口）に加えて、取水ポンプ場・沈砂池入口（原水）出口（浄水）とします。

### (2) 検査項目

検査項目は、水道法で義務付けられている項目及び水質管理上必要と判断した項目について行います。

### (3) 検査頻度

検査頻度は、水道法及び過去の検査結果に基づいて、項目に応じて頻度を設定し検査を行います。

## 2. 益田市水道事業の概要

### (1) 給水区域

染羽町の一部、七尾町の一部、本町、幸町、土井町の一部、昭和町、三宅町、東町の一部、多田町の一部、有明町、水分町、常盤町、元町、駅前町、赤城町、栄町、中島町、中吉田町、中須町、かもしま北町、かもしま東町、かもしま西町、久城町、下本郷町、乙吉町、あけぼの東町、あけぼの本町、あけぼの西町、高津一丁目、高津二丁目、高津三丁目、高津四丁目、高津五丁目、高津六丁目、高津七丁目、高津八丁目、高津町、須子町の一部、飯田町、遠田町の一部、津田町の一部、土田町の一部、金山町の一部、西平原町の一部、木部町の一部、下種町の一部、大草町の一部、乙子町の一部、山折町の一部、赤雁町の一部、大谷町の一部、久々茂町の一部、横田町の一部、安富町の一部、梅月町の一部、本俣賀町の一部、左ヶ山町の一部、神田町の一部、向横田町の一部、隅村町の一部、白岩町の一部、上黒谷町の一部、桂平町の一部、黒周町の一部、柏原町の一部、愛栄町の一部、美濃地町の一部、有田町の一部、飯浦町の一部、小浜町の一部、戸田町の一部、喜阿弥町の一部、内田町の一部、虫追町の一部、市原町の一部、白上町の一部、中垣内町の一部、川登町の一部、美都町都茂の一部、美都町山本の一部、美都町丸茂の一部、美都町久原の一部、美都町宇津川の一部、美都町仙道の一部、美都町朝倉の一部、美都町小原の一部、美都町三谷の一部、美都町笹倉の一部、美都町板井川の一部、匹見町匹見の一部、匹見町紙祖の一部、匹見町澄川の一部、匹見町広瀬の一部、匹見町道川の一部、匹見町落合の一部

(2) 計画給水人口 44,175人

(3) 計画1日最大給水量 22,431立方メートル

### 3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

事故や災害発生時など、いかなる状況下でも様々な汚染リスクから水源水質を守る必要があります。この水源を保全するため、未然防止を基本として、水質検査結果等を踏まえ、水源流域を対象に実態の把握に努めながら水質監視を行います。

当市においては、現在、上水道施設として28箇所の水源地（外6箇所については現在休止中）を有しており、水源地及び浄水場で浄水処理された水は、配水池を経て市内各所に給水しています。

益田市の各水源地の概要を含めた水質の状況と留意点は、別表1のとおりです。

### 4. 定期の水質検査における項目・採水の場所・検査の回数及びその理由

#### (1) 給水栓水の水質検査

水道法施行規則に基づき、水道施設ごとに旧益田市は別表2のとおり水質検査を行い、併せて、水質管理目標設定項目の検査を行います。水質管理目標設定項目は、将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期す見地から、水質基準にかかる検査に準じて、体系的・組織的な監視によりその検出状況を把握することを目的に行います。この検査は、高津水源地の浄水、19項目について検査を行います。（別表8）

又、美都町、匹見町についても水質基準51項目の検査は、水道法施行規則第15条第1項により項目ごとに検査の回数を定めて行います。（別表3）

#### ア 1ヶ月に1回の検査

一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、PH値、味、臭気、色度、濁度、導電率の10項目

#### イ 3ヶ月に1回の検査

亜硝酸態窒素、シアン化合物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒドの13項目及び過去3年間の検査結果で基準値の20%を超えたことのある項目

#### ウ 1年に1回の検査

上記項目及び臭気物質以外で過去3年間の検査結果で基準値の20%から10%の数値が検出された項目

#### エ 3年に1回の検査

ア～ウ以外の項目

なお、採水の場所については、供給される水道水が水質基準に適合できるかどうかを判断することができる場所を選定することになっておりますので、各水源地の給水区域ごとの給水栓（蛇口）を原則とします。

また、給水区域が広範囲なところについては、複数箇所を選定しています。

## （２）原水の水質検査

すべての水源において、水質基準項目 51 項目のうち消毒副生成物及び味を除く 39 項目と大まかな水質状況を知るうえで指標となる**導電率**について年 1 回検査を行います。

（別表 4 及び 5）また、各水源において、糞便由来である“**クリプトスポリジウム**”（病原性微生物）による汚染の疑いがあるかどうかを確認するため、毎月 1 回クリプトスポリジウム指標菌（大腸菌・嫌気性芽胞菌）の検査を行います。（別表 5 及び 6）

## 5. 臨時の水質検査

臨時の水質検査については、供給する水が次に掲げる理由により水質基準に適合しない恐れがあるときに実施します。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき。
- ② 水源に異常があったとき。
- ③ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- ④ 浄水過程に異常があったとき。
- ⑤ 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- ⑥ その他、特に必要があると認められたとき。

なお、この臨時検査については、異常の恐れがある項目のほか、関連する項目等を対象として実施することとし、安全が確認されるまで継続して検査を行います。

## 6. 水質検査の委託の内容

当市では自ら検査を行う施設並びに検査機器の一部を有していますが、省略不可能な項目及びクリプトスポリジウム指標菌検査以外の項目については、すべて水道法第 20 条第 3 項の規定に基づき国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関に委託しています。

また、水道法施行規則に基づく**毎日検査**（色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査）については、地域住民の方（旧益田市：25 件、美都町：6 件、匹見町：8 件 別表 7）に平成 16 年 1 月より委託し、検査を実施しています。

## 7. 水質検査計画及び検査結果の公表の方法

水質検査計画は毎年事業年度の開始前に作成し、当市のホームページに概略を掲載するとともに、詳細については当市上下水道部工務課水源係で閲覧できるようにします。また、検査結果についても水質検査計画と同様、当市上下水道部工務課水源係で閲覧できるようにします。

## 8. その他

### (1) 水質検査結果の評価

水質検査の結果、水質基準に適合しない場合においては、直ちに原因究明を行い、水質基準を満たす水質を確保するため必要な対策を講じることにしています。

また、適合している場合においても、過去の傾向と異なるときは再検査や原因究明を行い、必要に応じて対策を講じることにしています。

評価の基準としては水質基準値の10%又は20%を超過しているかどうかを目安としますが、水源の状況、採水場所の状況等と照らし合わせて安全性を評価します。

### (2) 水質検査計画の見直し

- ① 水質検査で特異な値が検出された場合、再検査や原因究明等を行いますが、これが長期間にわたる恐れがあるときには、必要な検査を行うように内容を見直します。
- ② 水源等において、水道水質に影響を及ぼすと思われる状況が発生したときには必要な検査を行うように内容を見直します。
- ③ 長期間にわたる水質検査結果から、水質が悪化していることが確認でき、検査の回数を増やす必要があると考えられる場合には、必要な検査を行うように内容を見直します。
- ④ 各系統において代表的な水質を検査する地点が変更になったときには、採水の場所を見直します。
- ⑤ 水道水の安全性に影響を及ぼすと思われる状況等が新たに発生した場合には、これに適切に対処するために内容を見直します。

なお、水質検査計画の策定にあたりましては、水質検査計画に対する市民の皆様からのご意見・ご要望等を参考にさせていただきます。

### (3) 水質検査の精度と信頼性保証

水道水の安全性を確保し、市民に信頼される水道水を供給するためには、水質検査の精度と信頼性保証は極めて重要であります。そのため、自己検査（内部）の精度管理体制の強化を図るとともに、水質検査の委託先である国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関（外部）の精度管理体制等を相互に審査し、適切な水質管理ができるよう努めます。

### (4) 関係機関との連携

#### 1) 県との連携

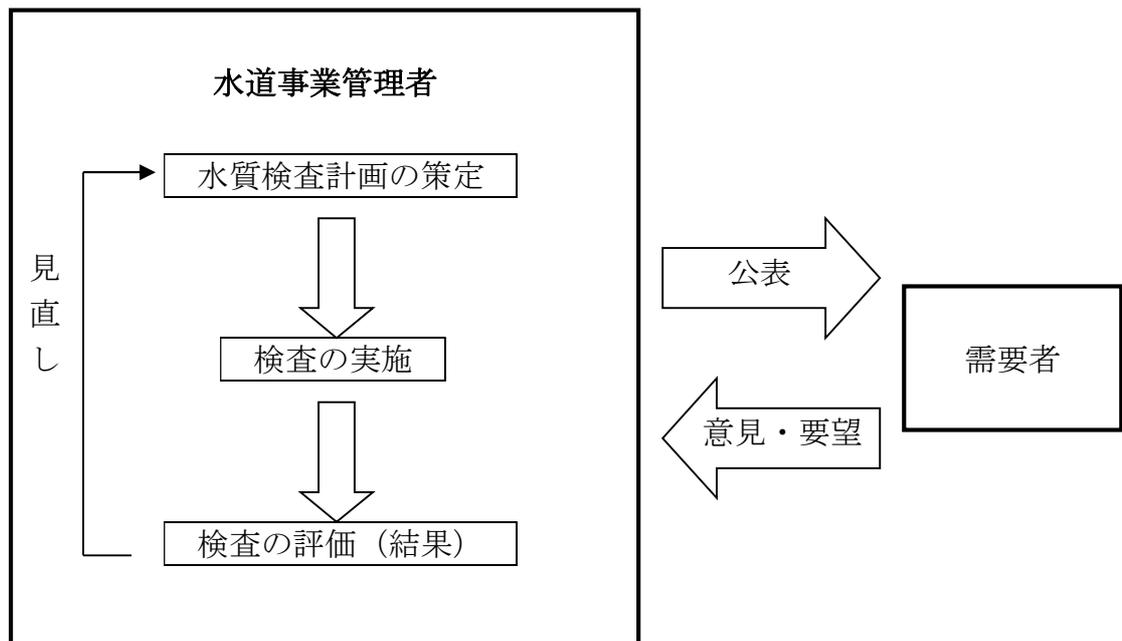
水質管理等に際して問題が生じた場合には、所管の保健所等の指導・助言を受けるなど、より一層関係を密にしていきます。特に水源での水質事故が発生した場合、あるいは地震、水害等の自然災害により正常な給水が困難となった場合など、緊急事態が生じたときには連携を強化し適切に対処します。

#### 2) 水質検査の委託先（国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関）との連携

水質に関する専門知識とノウハウを有する国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関から得る情報等は大変有益であるとともに、非常時に即対応できる体制を

確立する上でもこの検査機関との連携は最重要であると言えます。今後においても、連絡調整を密にして適切な水質管理ができるよう努めます。

<フローチャート>



お問い合わせ

〒698-8650 益田市常盤町1番1号 益田市役所分館2階

益田市上下水道部工務課水源係

Tel:0856-31-0465 Fax:0856-24-2711

E-Mail : [suido@city.masuda.lg.jp](mailto:suido@city.masuda.lg.jp)

(別表 1-1) 各水源地の概要を含めた水質の状況と留意点

浄水場名	上水道			
	益田水源地	高津水源地	横田水源地	木部水源地
所在地	七尾町地内	高津町地内	横田町地内	木部町地内
水系名	益田川	高津川	高津川	沖田川
水源名	七尾水源 本町水源	高津水源	横田水源	木部水源
配水量(1日あたり)	4,005 m <sup>3</sup>	4,000 m <sup>3</sup>	5,600 m <sup>3</sup>	1,600 m <sup>3</sup>
水源周辺の状況	周辺には集落があるが、特定の汚染源は存在していない。	周辺には集落があるが、特定の汚染源は存在していない。	周辺には集落及び農用地が存在するが、特定の汚染源は存在していない。	周辺には集落及び農用地が存在するが、特定の汚染源は存在していない。
原水の種類 (地下水、浅、深)	浅井戸：4 (本町水源1本：休止中)	浅井戸：2	浅井戸：2	浅井戸：3 (1本：休止中)
原水の状況	水質はおおむね良好な状態である。	水質はおおむね良好な状態である。	水質はおおむね良好な状態である。	水質はおおむね良好な状態である。
浄水方法	消毒のみ (次亜塩素酸ソーダによる。)	消毒のみ (次亜塩素酸ソーダによる。)	消毒のみ (次亜塩素酸ソーダによる。)	消毒のみ (次亜塩素酸ソーダによる。)
浄水(給水栓)の状況 注目すべき項目	フッ素及びその化合物、カルシウム・マグネシウム等(硬度)、蒸発残留物	鉛及びその化合物、蒸発残留物、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、カルシウム・マグネシウム等(硬度)	フッ素及びその化合物、蒸発残留物	蒸発残留物 ※全項目検査
水質管理上留意する点	①高感度濁度計による24時間監視。 ②クリプトスポリジウム検査の実施。(糞便汚染がないことの確認、レベル2) ③使用消毒剤の確認(不純物である臭素酸の検出具合) ④原水の水質基準項目(消毒副生成物を除く)検査の実施及び水源周辺の状況変化の確認。	①高感度濁度計による24時間監視。 ②クリプトスポリジウム検査の実施。(糞便汚染がないことの確認、レベル2) ③使用消毒剤の確認(不純物である臭素酸の検出具合) ④原水の水質基準項目(消毒副生成物を除く)検査の実施及び水源周辺の状況変化の確認。	①高感度濁度計による24時間監視。 ②クリプトスポリジウム検査の実施。(糞便汚染がないことの確認、レベル2) ③使用消毒剤の確認(不純物である臭素酸の検出具合) ④原水の水質基準項目(消毒副生成物を除く)検査の実施及び水源周辺の状況変化の確認。	①高感度濁度計による24時間監視。 ②クリプトスポリジウム検査の実施。(糞便汚染がないことの確認、レベル2) ③使用消毒剤の確認(不純物である臭素酸の検出具合) ④原水の水質基準項目(消毒副生成物を除く)検査の実施及び水源周辺の状況変化の確認。

浄水場名	上水道			
	昭和水源地	染羽水源地	神田水源地	俣賀水源地
所在地	昭和町地内	染羽町地内	神田町地内	本俣賀町
水系名	益田川	益田川	匹見川	角井川
水源名	昭和水源	染羽水源	神田水源	俣賀水源
配水量(1日あたり)	600 m <sup>3</sup>	1,164 m <sup>3</sup>	300 m <sup>3</sup>	0 m <sup>3</sup>
水源周辺の状況	周辺には集落及び農用地が存在するが、特定の汚染源は存在していない。	周辺には集落が存在するが、特定の汚染源は存在していない。	周辺には集落及び農用地が存在するが、特定の汚染源は存在していない。	周辺には集落及び農用地が存在するが、特定の汚染源は存在していない。
原水の種類 (地下水、浅、深)	浅井戸：3 (2本：休止中)	浅井戸：1	浅井戸：2 (1本：休止中)	浅井戸：休止中
原水の状況	水質はおおむね良好な状態である。	水質はおおむね良好な状態である。	水質はおおむね良好な状態である。	
浄水方法	消毒のみ (次亜塩素酸ソーダによる。)	消毒のみ (次亜塩素酸ソーダによる。)	消毒のみ (次亜塩素酸ソーダによる。)	
浄水(給水栓)の状況 注目すべき項目	フッ素及びその化合物、カルシウム・マグネシウム等(硬度)、蒸発残留物	フッ素及びその化合物、カルシウム・マグネシウム等(硬度)、蒸発残留物	フッ素及びその化合物、蒸発残留物	
水質管理上留意する点	①高感度濁度計による24時間監視。 ②クリプトスポリジウム検査の実施。(糞便汚染がないことの確認、レベル2) ③使用消毒剤の確認(不純物である臭素酸の検出具合) ④原水の水質基準項目(消毒副生成物を除く)検査の実施及び水源周辺の状況変化の確認。	①毎日検査による濁度監視。 ②クリプトスポリジウム検査の実施。(糞便汚染がないことの確認、レベル2) ③使用消毒剤の確認(不純物である臭素酸の検出具合) ④原水の水質基準項目(消毒副生成物を除く)検査の実施及び水源周辺の状況変化の確認。	①高感度濁度計による24時間監視。 ②クリプトスポリジウム検査の実施。(糞便汚染がないことの確認、レベル2) ③使用消毒剤の確認(不純物である臭素酸の検出具合) ④原水の水質基準項目(消毒副生成物を除く)検査の実施及び水源周辺の状況変化の確認。	

浄水場名	上水道			
	金地水源地	飯浦水源地	白岩水源地	久々茂水源地
所在地	虫追町地内	飯浦町地内	白岩町地内	久々茂町地内
水系名	高津川	飯浦川	匹見川	益田川
水源名	金地水源	飯浦水源	白岩水源	久々茂水源
配水量	2,414 m <sup>3</sup>	130 m <sup>3</sup>	0 m <sup>3</sup>	182 m <sup>3</sup>
水源周辺の状況	上流域には工業団地が存在するが、特定の汚染源は存在していない。	周辺には集落及び農用地が存在するが、特定の汚染源は存在していない。	周辺には集落及び農用地が存在するが、特定の汚染源は存在していない。	周辺には集落及び農用地が存在するが、特定の汚染源は存在していない。
原水の種類 (地下水、浅、深)	浅井戸：1	浅井戸：2	浅井戸：休止中	浅井戸：3 (1本：休止中)
原水の状況	水質はおおむね良好な状態である。	満潮時に塩素イオンの上昇が見られることがある。		水質はおおむね良好な状態である。
浄水方法	消毒のみ (次亜塩素酸ソーダによる。)	消毒のみ (次亜塩素酸ソーダによる。)		消毒のみ (次亜塩素酸ソーダによる。)
浄水(給水栓)の状況 注目すべき項目	フッ素及びその化合物、蒸発残留物 ※全項目検査	ヒ素及びその化合物、フッ素及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、蒸発残留物 ※全項目検査		フッ素及びその化合物 ※全項目検査
水質管理上留意する点	①高感度濁度計による24時間監視。 ②クリプトスポリジウム検査の実施。(糞便汚染がないことの確認、レベル2) ③使用消毒剤の確認(不純物である臭素酸の検出具合) ④原水の水質基準項目(消毒副生成物を除く)検査の実施及び水源周辺の状況変化の確認。	①高感度濁度計による24時間監視。 ②クリプトスポリジウム検査の実施。(糞便汚染がないことの確認、レベル2)、 ③使用消毒剤の確認(不純物である臭素酸の検出具合) ④原水の水質基準項目(消毒副生成物を除く)検査の実施及び水源周辺の状況変化の確認。		①高感度濁度計による24時間監視。 ②クリプトスポリジウム検査の実施。(糞便汚染がないことの確認、レベル2) ③使用消毒剤の確認(不純物である臭素酸の検出具合) ④原水の水質基準項目(消毒副生成物を除く)検査の実施及び水源周辺の状況変化の確認。

浄水場名	上水道			
	北河内水源地	上の谷水源地	赤雁水源地	宇治水源地
所在地	下種町地内	土田町地内	赤雁町地内	金山町
水系名	後谷川		沖田川	宇治川
水源名	北河内水源	上の谷水源	赤雁水源	宇治水源
配水量(1日あたり)	18 m <sup>3</sup>	0 m <sup>3</sup>	0 m <sup>3</sup>	19 m <sup>3</sup>
水源周辺の状況	周辺には集落及び農用地が存在するが、特定の汚染源は存在していない。	周辺には集落が存在するが、特定の汚染源は存在していない。	周辺には集落及び農用地が存在するが、特定の汚染源は存在していない。	周辺には集落及び農用地が存在するが、特定の汚染源は存在していない。
原水の種類 (地下水、浅、深)	深井戸：1	深井戸：休止中	深井戸：休止中	深井戸：1
原水の状況	水質はおおむね良好な状態である。			水質はおおむね良好な状態である。
浄水方法	消毒のみ (次亜塩素酸ソーダによる。)			急速濾過 消毒のみ(次亜塩素酸ソーダによる。)
浄水(給水栓)の状況 注目すべき項目	ヒ素及びその化合物、カルシウム・マグネシウム等(硬度)、蒸発残留物、フッ素及びその化合物、ナトリウム及びその化合物			ヒ素及びその化合物、フッ素及びその化合物、カルシウム・マグネシウム等(硬度)、蒸発残留物、ナトリウム及びその化合物
水質管理上留意する点	①毎日検査による濁度監視 ②使用消毒剤の管理(不純物である臭素酸の検出具合) ③原水の水質基準項目(消毒副生成物を除く)検査の実施及び水源周辺の状況変化の確認。			①毎日検査による濁度監視。 ②使用消毒剤の管理(不純物である臭素酸の検出具合) ③原水の水質基準項目(消毒副生成物を除く)検査の実施及び水源周辺の状況変化の確認。

浄水場名	上水道			
	金山水源地	安床水源地	乙子水源地	山折水源地
所在地	金山町地内	大谷町地内	乙子町地内	山折町地内
水系名		本溢川		
水源名	金山水源	安床水源	乙子水源	山折水源
配水量(1日あたり)	0 m <sup>3</sup>	27 m <sup>3</sup>	27 m <sup>3</sup>	44 m <sup>3</sup>
水源周辺の状況	農用地が存在するが、特定の汚染源は存在していない。	周辺には集落が存在するが、特定の汚染源は存在していない。	周辺には集落が存在するが、特定の汚染源は存在していない。	周辺には集落及び農用地が存在するが、特定の汚染源は存在していない。
原水の種類 (地下水、浅、深)	深井戸：休止中	深井戸：1	深井戸：1	深井戸：1
原水の状況		水質はおおむね良好な状態である。	水質はおおむね良好な状態である。	水質はおおむね良好な状態である。
浄水方法		消毒のみ (次亜塩素酸ソーダによる。)	消毒のみ (次亜塩素酸ソーダによる。)	消毒のみ (次亜塩素酸ソーダによる。)
浄水(給水栓)の状況 注目すべき項目		カルシウム・マグネシウム等(硬度)、蒸発残留物、ヒ素及びその化合物、フッ素及びその化合物	ヒ素及びその化合物、カルシウム・マグネシウム等(硬度)、蒸発残留物	ヒ素及びその化合物、フッ素及びその化合物、カルシウム・マグネシウム等(硬度)、蒸発残留物、ナトリウム及びその化合物
水質管理上留意する点		①高感度濁度計による24時間監視。 ②使用消毒剤の管理(不純物である臭素酸の検出具合) ③原水の水質基準項目(消毒副生成物を除く)検査の実施及び水源周辺の状況変化の確認。	①高感度濁度計による24時間監視。 ②使用消毒剤の管理(不純物である臭素酸の検出具合) ③原水の水質基準項目(消毒副生成物を除く)検査の実施及び水源周辺の状況変化の確認。	①高感度濁度計による24時間監視。 ②使用消毒剤の管理(不純物である臭素酸の検出具合) ③原水の水質基準項目(消毒副生成物を除く)検査の実施及び水源周辺の状況変化の確認。

浄水場名	上水道（美都）			
	都茂水源地	二川水源地	新二川水源地	清水水源地
所在地	美都町都茂	美都町宇津川	美都町宇津川	美都町山本
水系名	益田川	矢原川	矢原川	清水川
水源名	嵯峨谷水源	矢原川水源	新二川水源	仙道（清水川）水源
配水量（1日あたり）	500 m <sup>3</sup>	78.3 m <sup>3</sup>	299 m <sup>3</sup>	165 m <sup>3</sup>
水源周辺の状況	周辺に集落は存在しない。特定の汚染源も存在していない。	周辺には集落及び農用地が存在するが、特定の汚染源は存在していない。	周辺には集落が存在するが、特定の汚染源は存在していない。	周辺に集落は存在しない。特定の汚染源も存在していない。
原水の種類 （地下水、浅、深）	表流水	表流水	浅井戸：1	表流水
原水の状況	河川水であるため、原水の水質は天候に左右され易い。	河川水であるため、原水の水質は天候に左右され易い。	水質はおおむね良好な状態である。	河川水であるため、原水の水質は天候に左右され易い。
浄水方法	緩速ろ過、消毒 （消毒は次亜塩素酸ソーダによる。）	緩速ろ過、消毒 （消毒は次亜塩素酸ソーダによる。）	消毒のみ （次亜塩素酸ソーダによる。）	膜ろ過、緩速ろ過、消毒 （消毒は次亜塩素酸ソーダによる。）
浄水（給水栓）の状況 注目すべき項目	蒸発残留物	蒸発残留物	フッ素及びその化合物、鉛及びその化合物、蒸発残留物	フッ素及びその化合物、蒸発残留物
水質管理上留意する点	①高感度濁度計による24時間監視。特に降雨時の濁度に注意 ②クリプトスポリジウム検査の実施。（糞便汚染がないことの確認、レベル4） ③使用消毒剤の管理（不純物である臭素酸の検出具合） ④緩速ろ過設備の適正管理 ⑤原水の水質基準項目（消毒副生成物を除く）検査の実施及び水源周辺の状況変化の確認	①降雨時の濁度 ②クリプトスポリジウム検査の実施。（糞便汚染がないことの確認、レベル4） ③使用消毒剤の管理（不純物である臭素酸の検出具合） ④緩速ろ過設備の適正管理 ⑤原水の水質基準項目（消毒副生成物を除く）検査の実施及び水源周辺の状況変化の確認	①高感度濁度計による24時間監視。 ②クリプトスポリジウム検査の実施。（糞便汚染がないことの確認、レベル2）、 ③使用消毒剤の確認（不純物である臭素酸の検出具合） ④原水の水質基準項目（消毒副生成物を除く）検査の実施及び水源周辺の状況変化の確認。	①高感度濁度計による24時間監視。特に降雨時の濁度に注意 ②クリプトスポリジウム検査の実施。（糞便汚染がないことの確認、レベル4） ③使用消毒剤の管理（不純物である臭素酸の検出具合） ④緩速ろ過設備の適正管理 ⑤膜ろ過設備の適正管理 ⑥原水の水質基準項目（消毒副生成物を除く）検査の実施及び水源周辺の状況変化の確認。

浄水場名	上水道（美都）			
	清水水源地	笹倉水源地	中の谷水源地	
所在地	美都町山本	美都町笹倉	美都町板井川	
水系名	清水川	波田川		
水源名	仙道（清水谷川）水源	笹倉水源	中の谷水源	
配水量(1日あたり)	93.5 m <sup>3</sup>	36 m <sup>3</sup>	10 m <sup>3</sup>	
水源周辺の状況	周辺に集落は存在しない。特定の汚染源も存在していない。	周辺に集落は存在しない。特定の汚染源も存在していない。	周辺に集落は存在しない。特定の汚染源も存在していない。	
原水の種類 (地下水、浅、深)	表流水	表流水	表流水	
原水の状況	河川水であるため、原水の水質は天候に左右され易い。	河川水であるため、原水の水質は天候に左右され易い。	河川水であるため、原水の水質は天候に左右され易い。	
浄水方法	膜ろ過、緩速ろ過、消毒 (消毒は次亜塩素酸ソーダによる。)	緩速ろ過、消毒 (消毒は次亜塩素酸ソーダによる。)	緩速ろ過、消毒 (次亜塩素酸ソーダによる。)	
浄水(給水栓)の状況 注目すべき項目	フッ素及びその化合物、 蒸発残留物	※全項目検査	※全項目検査	
水質管理上留意する点	①高感度濁度計による24時間監視。特に降雨時の濁度に注意 ②クリプトスポリジウム検査の実施。(糞便汚染がないことの確認、レベル4) ③使用消毒剤の管理(不純物である臭素酸の検出具合) ④緩速ろ過設備の適正管理 ⑤膜ろ過設備の適正管理 ⑥原水の水質基準項目(消毒副生成物を除く)検査の実施及び水源周辺の状況変化の確認。	①高感度濁度計による24時間監視。 ②クリプトスポリジウム検査の実施。(糞便汚染がないことの確認、レベル4) ③使用消毒剤の管理(不純物である臭素酸の検出具合) ④緩速ろ過設備の適正管理 ⑤原水の水質基準項目(消毒副生成物を除く)検査の実施及び水源周辺の状況変化の確認。	①降雨時の濁度 ②クリプトスポリジウム検査の実施。(糞便汚染がないことの確認、レベル4) ③使用消毒剤の管理(不純物である臭素酸の検出具合) ④緩速ろ過設備の適正管理 ⑤原水の水質基準項目(消毒副生成物を除く)検査の実施及び水源周辺の状況変化の確認	

浄水場名	上水道（匹見）			
	野田水源地	澄川水源地	広瀬水源地	三葛水源地
所在地	匹見町紙祖	匹見町澄川	匹見町広瀬	匹見町紙祖
水系名	紙祖川	匹見川	匹見川	紙祖川
水源名	野田水源	澄川水源	広瀬水源	三葛水源
配水量(1日あたり)	709 m <sup>3</sup>	155 m <sup>3</sup>	24 m <sup>3</sup>	55 m <sup>3</sup>
水源周辺の状況	周辺には集落及び農用地が存在するが、特定の汚染源は存在していない。	周辺には集落及び農用地が存在するが、特定の汚染源は存在していない。	周辺には集落及び農用地が存在するが、特定の汚染源は存在していない。	周辺には集落及び農用地が存在するが、特定の汚染源は存在していない。
原水の種類 (地下水、浅、深)	浅井戸：1	浅井戸：1	浅井戸：1	伏流水
原水の状況	浅井戸ではあるが、原水の水質は天候に左右され易い。	浅井戸ではあるが、原水の水質は天候に左右され易い。	水質はおおむね良好な状態である。	伏流水であるため、原水の水質は天候に左右され易い。
浄水方法	急速ろ過、消毒 (消毒は次亜塩素酸ソーダによる。)	緩速ろ過、消毒 (消毒は次亜塩素酸ソーダによる。)	消毒のみ (次亜塩素酸ソーダによる。)	緩速ろ過、消毒 (消毒は次亜塩素酸ソーダによる。)
浄水(給水栓)の状況 注目すべき項目		フッ素及びその化合物、蒸発残留物	アルミニウム及びその化合物、硝酸態及び亜硝酸態窒素、フッ素及びその化合物、蒸発残留物	ヒ素及びその化合物
水質管理上留意する点	①高感度濁度計による24時間監視。特に降雨時の濁度に注意 ②クリプトスポリジウム検査の実施。(糞便汚染がないことの確認、レベル3) ③使用消毒剤の管理(不純物である臭素酸の検出具合) ④急速ろ過設備の適正管理 ⑤原水の水質基準項目(消毒副生成物を除く)検査の実施及び水源周辺の状況変化の確認。	①高感度濁度計による24時間監視。特に降雨時の濁度に注意 ②クリプトスポリジウム検査の実施。(糞便汚染がないことの確認、レベル3) ③使用消毒剤の管理(不純物である臭素酸の検出具合) ④緩速ろ過設備の適正管理 ⑤原水の水質基準項目(消毒副生成物を除く)検査の実施及び水源周辺の状況変化の確認。	①高感度濁度計による24時間監視 ②クリプトスポリジウム検査の実施。(糞便汚染がないことの確認、レベル2) ③使用消毒剤の管理(不純物である臭素酸の検出具合) ④原水の水質基準項目(消毒副生成物を除く)検査の実施及び水源周辺の状況変化の確認	①高感度濁度計による24時間監視。特に降雨時の濁度に注意 ②クリプトスポリジウム検査の実施。(糞便汚染がないことの確認、レベル3) ③使用消毒剤の管理(不純物である臭素酸の検出具合) ④緩速ろ過設備の適正管理 ⑤原水の水質基準項目(消毒副生成物を除く)検査の実施及び水源周辺の状況変化の確認。

浄水場名	上水道（匹見）			
	出合原水源地	落合水源地	小原水源地	
所在地	匹見町道川	匹見町落合	匹見町紙祖	
水系名	押ヶ谷川	落合川	小原川	
水源名	出合原水源	落合水源	小原水源	
配水量(1日あたり)	24 m <sup>3</sup>	36 m <sup>3</sup>	38 m <sup>3</sup>	
水源周辺の状況	周辺に集落は存在しない。特定の汚染源も存在していない。	周辺には集落及び農用地が存在するが、特定の汚染源は存在していない。	周辺に集落は存在しない。特定の汚染源も存在していない。	
原水の種類 (地下水、浅、深)	浅井戸：1	浅井戸：1	浅井戸：1	
原水の状況	浅井戸ではあるが、原水の水質は天候に左右され易い。	水質はおおむね良好な状態である。	浅井戸ではあるが、原水の水質は天候に左右され易い。	
浄水方法	緩速ろ過、消毒 (消毒は次亜塩素酸ソーダによる。)	消毒のみ (次亜塩素酸ソーダによる。)	緩速ろ過、消毒 (消毒は次亜塩素酸ソーダによる。)	
浄水(給水栓)の状況 注目すべき項目	※全項目検査	※全項目検査	フッ素及びその化合物、鉄及びその化合物、蒸発残留物	
水質管理上留意する点	①高感度濁度計による24時間監視。特に降雨時の濁度に注意 ②クリプトスポリジウム検査の実施。(糞便汚染がないことの確認、レベル3) ③使用消毒剤の管理(不純物である臭素酸の検出具合) ④緩速ろ過設備の適正管理 ⑤原水の水質基準項目(消毒副生成物を除く)検査の実施及び水源周辺の状況変化の確認。	①毎日検査による濁度監視。 ②クリプトスポリジウム検査の実施。(糞便汚染がないことの確認、レベル2) ②使用消毒剤の管理(不純物である臭素酸の検出具合) ③原水の水質基準項目(消毒副生成物を除く)検査の実施及び水源周辺の状況変化の確認。	①高感度濁度計による24時間監視。特に降雨時の濁度に注意 ②クリプトスポリジウム検査の実施。(糞便汚染がないことの確認、レベル3) ③使用消毒剤の管理(不純物である臭素酸の検出具合) ④緩速ろ過設備の適正管理 ⑤原水の水質基準項目(消毒副生成物を除く)検査の実施及び水源周辺の状況変化の確認。	

(別表2) 水質検査採水場所 (旧益田市)

	日	月	火	水	木	金	土
1週目		巡回	指標菌検査 (13ヶ所)			巡回	
2週目		巡回	水質検査 (6ヶ所)		水質検査 (6ヶ所)	巡回	
3週目		巡回	水質検査 (7ヶ所)			巡回	
4週目		巡回	水質検査 (7ヶ所)			巡回	
5週目		巡回					

※巡回は2班体制。作業内容は施設点検、管末検査(濁度、色度、残留塩素、水温調査)

定期項目水質検査採水場所(13項目)

( )内は水源系

1週目	2週目	3週目	4週目
大谷町 (安床)	多田町 (益田)	左ヶ山町 (横田)	中垣内町 (金地)
大谷町 (益田)	昭和町 (昭和)	隅村町 (横田)	愛栄町 (金地)
久々茂町 (久々茂)	下種町 (北河内)	神田町 (神田)	桂平町 (金地)
乙子町 (乙子)	金山町 (宇治)	向横田町 (金地)	美濃地町 (金地)
山折町 (山折)	金山町 (木部)	須子町 (高津第1)	有田町 (金地)
大草町 (横田)	土田町 (木部)	市原町 (高津第2)	飯浦町 (飯浦)
		三里ヶ浜 (高津第2)	小浜町 (金地)

3ヶ月毎検査(13項目)

6・9・12・3月		6・9・12月
有田管末	須子管末	中垣内巻末
桂平管末	多田管末	土田管末
向横田管末	乙子管末	金山管末
隅村管末	山折管末	9・12・3月
宇治管末	下種管末	久々茂管末
高津管末	大谷管末	飯浦管末
昭和管末	染羽管末	小浜管末
神田管末		
左ヶ山管末		

全項目水質検査採水場所(原水39項目)

大腸菌・指標菌検査採水場所(原水浅井戸のみ)

上水道 (浅井戸)	上水道 (浅井戸)	上水道 (深井戸)
益田水源地 (七尾井戸)	金地水源地	北河内水源地
益田水源地 (本町井戸)	飯浦水源地	宇治水源地
染羽水源地	久々茂水源地 1号井戸	安床水源地
昭和水源地	久々茂水源地 2号井戸	山折水源地
高津水源地		乙子水源地
木部水源地 (2号井戸)		
木部水源地 (4号井戸)		
横田水源地		
神田水源地		

全項目水質検査採水場所(浄水51項)

( )内は水源系

上水道(浅井戸)	上水道(深井戸)
中垣内巻末 (金地)	)
金山管末 (木部)	
土田管末 (木部)	
飯浦管末 (飯浦)	
小浜管末 (金地)	
久々茂管末 (久々茂)	

(別表4) 水道水質に関する基準(水質基準)

[基準に関する省令等(令和2年厚生労働省令38号、令和2年厚生労働省告示第95号及び第96号、令和2年3月30日付け生食発0330第1号)]

令和3年4月1日

NO.	水質基準項目	基準値	備考	
1	一般細菌	100個/ml以下	病原生物	健康に関する項目
2	大腸菌	検出されないこと		
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	有害金属類	
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下		
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下		
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下		
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下		
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下		
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下		
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下		
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下		
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	有害有機物	
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下		
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下		
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下		
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下		
20	ベンゼン	0.01mg/l以下		
21	塩素酸	0.6mg/l以下		
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下		
23	クロロホルム	0.06mg/l以下		
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下		
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下		
26	臭素酸	0.01mg/l以下		
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下		
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下		
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下		
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下		
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	金属類	
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下		
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下		
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下		
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下		
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下		
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下		無機物質
38	塩化物イオン	200mg/l以下		
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下		
40	蒸発残留物	500mg/l以下	有機物質	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下		
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	臭気物質	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下		
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	有機物質	
45	フェノール類	0.005mg/l以下		
46	有機物(TOC)	3mg/l以下		基礎的性状
47	PH値	5.8~8.6		
48	味	異常でないこと		
49	臭気	異常でないこと		
50	色度	5度以下		
51	濁度	2度以下		

(別表6) 独自に行う検査項目及び頻度(旧益田市)

NO.	水質基準項目	基準値	管末(定期)	検査回数	原水での検査(水源)	備考
				(回/年)		
1	一般細菌	100 個/ml以下	○	12	×	
2	大腸菌	検出されないこと	○	12	○	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	○	4	×	3ヶ月1回検査
38	塩化物イオン	200mg/l以下	○	12	×	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下	○	12	×	
47	PH 値	5.8~8.6	○	12	×	
48	味	異常でないこと	○	12	×	
49	臭気	異常でないこと	○	12	×	
50	色度	5 度以下	○	12	×	
51	濁度	2 度以下	○	12	×	
	残留塩素	0.1mg/l以上	○	12	×	
	導電率		○	12	×	
	水温		○	12	×	
	クリプト・指標菌	検出されないこと	×	12	○	

(別表7) 住民委託検査項目及び頻度

NO.	水質基準項目	基準値	管末(定期)	検査回数	備考
				(回/年)	
50	色	5 度以下	○	365	目視
51	濁り	2 度以下	○	365	目視
	残留塩素	0.1mg/l以上	○	365	

(別表8) 水質管理目標設定項目

	項 目	目 標 値	検査項目
1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、0.015mg/L 以下	○
2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、0.002mg/L 以下 (暫定)	○
3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、0.01mg/L 以下 (暫定)	○
4	亜硝酸態窒素	0.05mg/L 以下 (暫定)	×
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	○
6	(削除)		—
7	(削除)		—
8	トルエン	0.4mg/L 以下	○
9	フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)	0.1mg/L 以下	○
10	亜塩素酸	0.6mg/L 以下	○
11	(削除)		—
12	二酸化塩素	0.6mg/L 以下	○
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L 以下 (暫定)	○
14	抱水クロラール	0.02mg/L 以下 (暫定)	○
15	農薬類	検出値を目標値の比の和として、1 以下	×
16	残留塩素	1mg/L 以下	×
17	カルシウム、マグネシウム (硬度)	10mg/L 以上 100mg/L 以下	×
18	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.01mg/L 以下	×
19	遊離炭酸	20mg/L 以下	○
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L 以下	○
21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02mg/L 以下	○
22	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L 以下	○
23	臭気強度 (TON)	3 以下	○
24	蒸発残留物	30mg/L 以上 200mg/L 以下	×
25	濁度	1 度以下	×
26	PH 値	7.5 程度	×
27	腐食性 (ランゲリア指数)	-1 程度以上とし、極力 0 に近づける	○
28	従属栄養細菌	1ml の検水で形成される集落数が 2,000 以下 (暫定)	○
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	○
30	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.1mg/L 以下	×
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	PFOS 及び PFOA の量の和として、0.00005mg/L (暫定目標値)	○

(「水質基準に関する省令の一部改正等について(施行通知)」(令和 2 年 3 月 30 日付け生食発 0330 第 1 号) により通知)

(別表3)

## 1. 浄水(水道水)定期検査項目と検査頻度

20%超過項目

10%超過項目

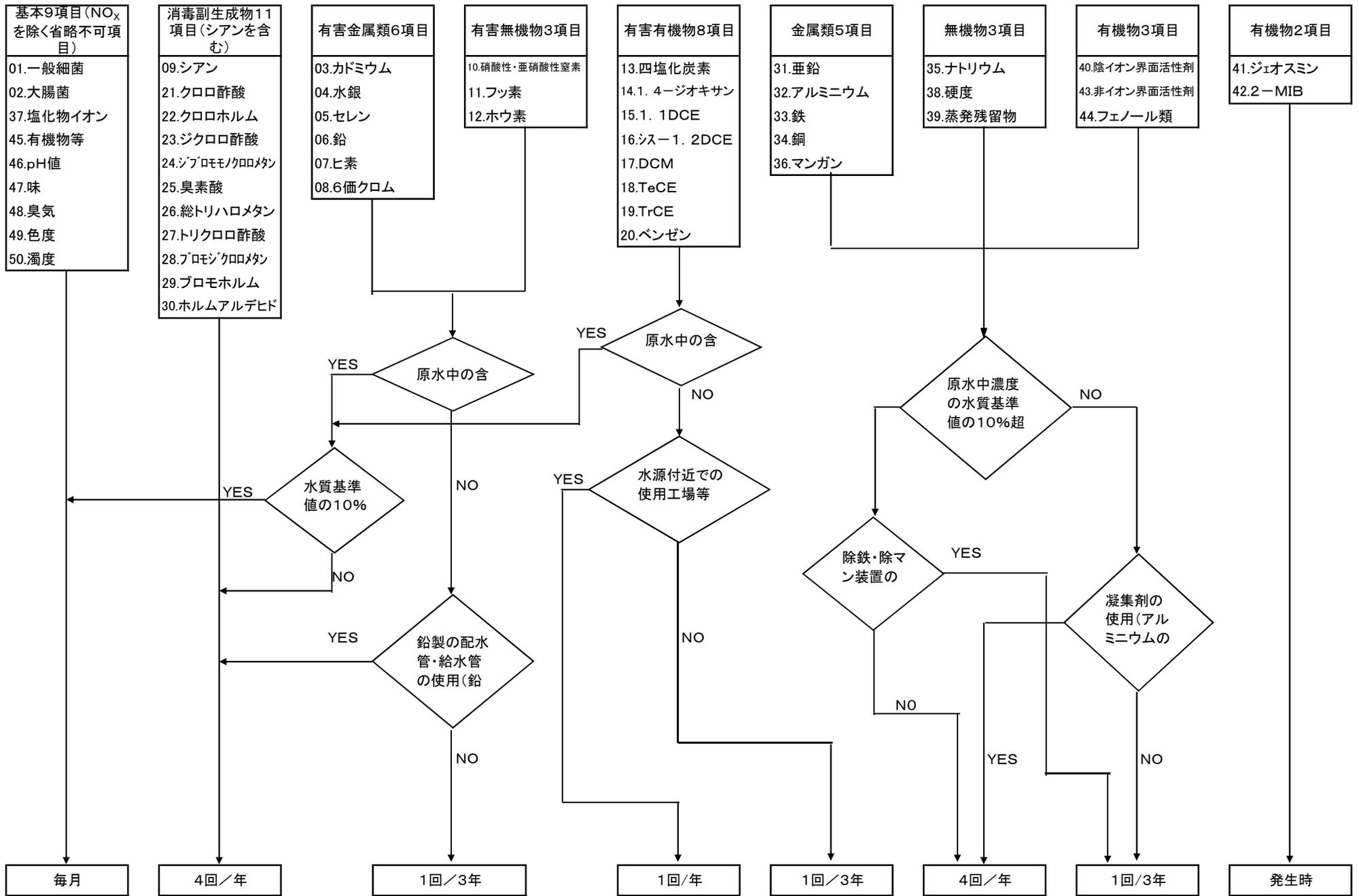
No	検査項目	検査回数															備考	
		旧簡易水道 浄水場名									旧飲料水供給施設 浄水場名							
		都茂	二川	新二川	仙道	笹倉	野田	澄川	広瀬	三葛	中の谷	出合原	伊源谷	落合	小原			
1	一般細菌	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	病原生物
2	大腸菌	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	病原生物
3	カドミウム及びその化合物					1						1	1	1	1			無機物/重金属
4	水銀及びその化合物					1						1	1	1	1			
5	セレン及びその化合物					1						1	1	1	1			
6	鉛及びその化合物			1		1						1	1	1	1			
7	ヒ素及びその化合物					1				4		1	1	1	1			
8	六価クロム及びその化合物					1						1	1	1	1			
9	亜硝酸態窒素					1						1	1	1	1			
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素					1			1			1	1	1	1			
12	フッ素及びその化合物			4	4	1			1	1		1	1	1	1	1		
13	ホウ素及びその化合物					1						1	1	1	1			
14	四塩化炭素					1						1	1	1	1			
15	1,4-ジオキサン					1						1	1	1	1			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					1						1	1	1	1			
17	ジクロロメタン					1						1	1	1	1			
18	テトラクロロエチレン					1						1	1	1	1			
19	トリクロロエチレン					1						1	1	1	1			
20	ベンゼン					1						1	1	1	1			
21	塩素酸	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
22	クロロ酢酸	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
23	クロロホルム	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
24	ジクロロ酢酸	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
25	ジブromoklorometan	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
26	臭素酸	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
27	総トリハロメタン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
28	トリクロロ酢酸	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
29	ブromodijoklorometan	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
30	ブromoklorometan	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
31	ホルムアルデヒド	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
32	亜鉛及びその化合物					1						1	1	1	1			
33	アルミニウム及びその化合物					1				4		1	1	1	1			
34	鉄及びその化合物					1						1	1	1	1	1		
35	銅及びその化合物					1						1	1	1	1			
36	ナトリウム及びその化合物					1						1	1	1	1			
37	マンガン及びその化合物					1						1	1	1	1			
38	塩化物イオン	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)					1						1	1	1	1			
40	蒸発残留物	1	1	1	1	1			1	1		1	1	1	1	1		
41	陰イオン界面活性剤					1						1	1	1	1			
42	ジオスミン					1						1	1	1	1			
43	2-メチルイソボルネオール					1						1	1	1	1			
44	非イオン界面活性剤					1						1	1	1	1			
45	フェノール類					1						1	1	1	1			
46	有機物(全有機炭素(TOC)量)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
47	PH値	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
48	味	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
49	臭気	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
50	色度	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
51	濁度	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
52	導電率	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
53	腸内細菌検査(4.10月実施)	美都支所				2					匹見支所					2		

年間検査回数	12回	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	4回	12	12	13	13	12	12	12	13	13	12	12	12	12	12	12	12
	1回	1	1	2	1	30	0	2	3	0	30	30	30	30	30	3	0
※ 3年に1回		0	0	0	0	30	0	0	0	0	30	30	30	30	30	0	0
腸内検査(各支所1名、年2回実施)		4															
合計		23	23	25	24	52	22	24	26	23	52	52	52	52	52	25	25

(別表5)

2. 原水定期検査項目と検査頻度

No	検査項目	検査回数														備考		
		旧簡易水道水源名										旧飲料水供給施設水源名						
		都茂	二川	新二川	仙道 清水川	仙道 清水谷	笹倉	野田	澄川	広瀬	三葛	中の谷	出合原	落合	小原			
1	一般細菌	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	病原生物
2	大腸菌	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
3	カドミウム及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	無機物/重金属
4	水銀及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
5	セレン及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
6	鉛及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
7	ヒ素及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
8	六価クロム及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
9	亜硝酸態窒素	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
12	フッ素及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
13	ホウ素及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
14	四塩化炭素	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
15	1, 4-ジオキサン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
17	ジクロロメタン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
18	テトラクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
19	トリクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
20	ベンゼン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
21	亜鉛及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
22	アルミニウム及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
23	鉄及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
24	銅及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
25	ナトリウム及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
26	マンガン及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
27	塩化物イオン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
28	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
29	蒸発残留物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
30	陰イオン界面活性剤	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
31	ジェオスミン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
32	2-メチルイソボルネオール	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
33	非イオン界面活性剤	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
34	フェノール類	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
35	有機物(全有機炭素(TOC)量)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
36	PH値	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
37	臭気	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
38	色度	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
39	濁度	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
40	導電率	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
41	嫌気性芽胞菌	1	1	12	1	1	1	1	1	4	1	1	1	12	1	1	1	
42	クリプトスポリジウム・ジアルジア	1	1	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	1	1	1	
年間検査回数		12 回	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
		4 回	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	
		1 回	42	42	40	42	42	42	42	42	40	42	42	42	40	42	42	
合計			42	42	42	42	42	42	42	41	42	42	42	42	42	42	42	

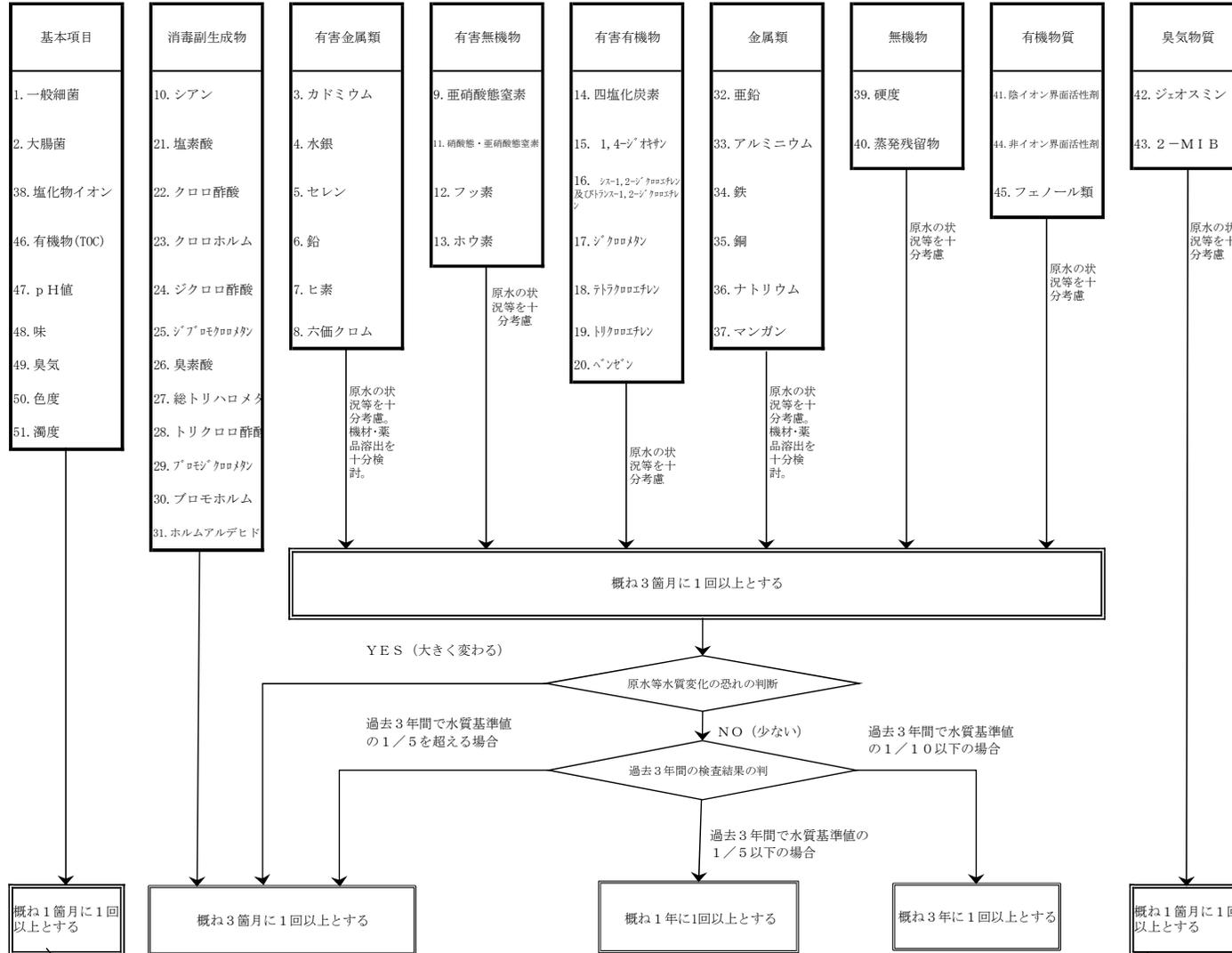


水質基準項目 (51項目)

種別→

項目→

頻度→



連続的に計測及び記録が成されている場合にあっては、概ね3箇月に1回以上。(1項及び2項は除く)

産出する藻類の発生が少ないものとして検査を行う必要が無いことが明らかであると認められる期間を除く。

## 令和 6 年度 水道水質検査関係業務委託一覧表

6月実施分

水道の 名称	採水場所		検査項目																						届内 検査				
			全項目水質検査		消毒 副生成物	基準値の10%超え検査											基準値の20%超え検査												
	原水	浄水	原水	浄水	浄水	浄水											浄水												
						硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	カルシウム・マグネシウム等硬度	窒素酸化物	フッ素及びその化合物	鉛及びその化合物	7%ニハム及びその化合物	ナトリウム及びその化合物	ひ素及びその化合物	マンガン及びその化合物	蒸発残留物	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	カルシウム・マグネシウム等硬度	フッ素及びその化合物	鉛及びその化合物	7%ニハム及びその化合物	ナトリウム及びその化合物	ひ素及びその化合物	マンガン及びその化合物	蒸発残留物					
上水道 (旧上水道)	高津水源地(深)	高津町			○	○	○												○							○	○		
	昭和水源地	昭和町			○		○																						
	横田水源地	左ヶ山町			○				○																				
	染羽水源地	染羽町			○		○												○										
	神田水源地	神田町			○				○																				
	木部水源地	土田町			○																								
	益田水源地	多田町			○		○		○																				
	高津水源地(浅)	須子町			○	○	○																						
合計	8	8	0	0	8	2	5	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0			0	0	3	10		









## 令和 6 年度 水道水質検査関係業務委託一覧表

6月実施分

水道の 名称	採水場所		検 査 項 目																				
	浄水		アンチ モン及 びその 化合物	ウラン 及びそ の化合 物	ニッケ ル及び その化 合物	亜硝酸 酸窒素	1, 2 -ジク ロロエ タン	トルエ ン	フタル 酸ジ -エチ ルヘキ シル	亜塩素 酸	二酸化 塩素	ジクロ ロアセ トニト リル	抱水ク ロラ ル	遊離炭 酸	1, 1, 1-トリ クロロ エタン	メチ ル- t -ブチ ルエー テル	有機物 等	臭気強 度	腐食性	従属栄 養細菌	1, 1 -ジク ロロエ チレン	PFOS及 びPFOA	
上水道 (旧上水 道)	益田水源地	多田町																					
	昭和水源地	昭和町																					
	高津水源地	高津町	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	木部水源地	土田町																					
	横田水源地	梅月町																					
	横田水源地	左ヶ山町																					
	染羽水源地	染羽町																					
	神田水源地	神田町																					
合 計	8	8	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	

## 令和 6 年度 水道水質検査業務委託一覧表

6月実施分

水道の 名称	採水場所		検査項目																			属内検査		
			全項目水質検査		消毒 副生成物	基準値の10%超え検査										基準値の20%超え検査								
	原水	浄水	原水	浄水	浄水	浄水										浄水								
						硝酸性窒素 及び亜硝酸性窒素	ヒ素及び その化合物	フッ素及 びその化合物	鉄及びその 化合物	鉛及びその 化合物	7Mニハム 及びその 化合物	カルシウム・マグ ネシウム 等硬度	蒸発 残留物	硝酸性窒素 及び亜硝酸性窒素	ヒ素及び その化合物	フッ素及 びその化合物	鉄及びその 化合物	鉛及びその 化合物	7Mニハム 及びその 化合物	カルシウム・マグ ネシウム 等硬度	蒸発 残留物			
上水道（旧 小野簡易水道）	金池水源地	小浜町		○																				
		有田町			○			○						○										
		桂平町			○			○						○										
		向横田町			○																			
		中垣内町			○																			
上水道（旧 白岩簡易水道）	横田水源地	隅村町			○																			
上水道（旧 久々茂簡易水道）	久々茂水源地	久々茂町		○																				
合計		4	8	0	3	5	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

## 令和 6 年度 水道水質検査業務委託一覧表

9月実施分

水道の 名称	採水場所		検 査 項 目																			属内検査			
			全項目水質検査		消毒 副生成物	基準値の10%超え検査										基準値の20%超え検査									
	原水	浄水	原水	浄水	浄水	浄 水										浄 水									
						硝酸性窒素 及び亜硝酸性窒素	ヒ素及び その化合物	フッ素及 びその化合物	鉄及びその 化合物	鉛及びその 化合物	7Mニハム 及びその 化合物	カルシウム・マグ ネシウム 等硬度	蒸発 残留物	硝酸性窒素 及び亜硝酸性窒素	ヒ素及び その化合物	フッ素及 びその化合物	鉄及びその 化合物	鉛及びその 化合物	7Mニハム 及びその 化合物	カルシウム・マグ ネシウム 等硬度	蒸発 残留物				
上水道（旧 小野簡易水道）	金地水源地	小浜町			○																				
		有田町			○																				
		桂平町			○																				
		向横田町			○																				
		中垣内町			○																				
	飯浦水源地	飯浦町			○											○	○				○		○		
上水道（旧 白岩簡易水道）	横田水源地	隅村町			○																				
上水道（旧 久々茂簡易水道）	久々茂水源地	久々茂町			○											○									
合 計	4	8	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	1	0	1	0			

## 令和 6 年度 水道水質検査業務委託一覧表

1 2 月実施分

水道の 名称	採水場所		検 査 項 目																			属内検査	
			全項目水質検査		消毒 副生成物	基準値の10%超え検査										基準値の20%超え検査							
	原水	浄水	原水	浄水	浄水	浄 水										浄 水							
						硝酸性窒素 及び亜硝酸性窒素	ヒ素及び その化合物	フッ素及 びその化合物	鉄及びそ の化合物	鉛及びそ の化合物	7Mニハ 及びその 化合物	カルシウ ム・マグ ネシウム 等硬度	蒸発 残留物	硝酸性窒素 及び亜硝酸性窒素	ヒ素及び その化合物	フッ素及 びその化合物	鉄及びそ の化合物	鉛及びそ の化合物	7Mニハ 及びその 化合物	カルシウ ム・マグ ネシウム 等硬度	蒸発 残留物		
上水道（旧 小野簡易水道）	金地水源地	小浜町			○																		
		有田町			○																		
		桂平町			○																		
		向横田町			○																		
		中垣内町			○																		
	飯浦水源地	飯浦町			○										○	○				○		○	
上水道（旧 白岩簡易水道）	横田水源地	隅村町			○																		
上水道（旧 久々茂簡易水道）	久々茂水源地	久々茂町			○										○								
合 計	4	8	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	1	0	1	0	

## 令和 6 年度 水道水質検査業務委託一覧表

1月実施分

水道の 名称	採水場所		検 査 項 目																			属内検査			
			全項目水質検査		消毒 副生成物	基準値の10%超え検査										基準値の20%超え検査									
	原水	浄水	原水	浄水	浄水	浄 水										浄 水									
						硝酸性窒素 及び亜硝酸性窒素	ヒ素及び その化合物	フッ素及 びその化合物	鉄及びその 化合物	鉛及びその 化合物	7/6ニハ 及びその 化合物	カルシウム・マグ ネシウム 等硬度	蒸発 残留物	硝酸性窒素 及び亜硝酸性窒素	ヒ素及び その化合物	フッ素及 びその化合物	鉄及びその 化合物	鉛及びその 化合物	7/6ニハ 及びその 化合物	カルシウム・マグ ネシウム 等硬度	蒸発 残留物				
上水道（旧 小野簡易水道）	金地水源地		○																						
上水道（旧 久々茂簡易 水道）	飯浦水源地		○																						
上水道（旧 久々茂簡易 水道）	久々茂 第1水源地		○																						
		久々茂 第2水源地		○																					
合 計			4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

## 令和 6 年度 水道水質検査業務委託一覧表

3月実施分

水道の 名称	採水場所		検 査 項 目																			属内検査	
			全項目水質検査		消毒 副生成物	基準値の10%超え検査										基準値の20%超え検査							
	原水	浄水	原水	浄水	浄水	浄 水										浄 水							
						硝酸性窒素 及び亜硝酸性窒素	ヒ素及び その化合物	フッ素及 びその化合物	鉄及びそ の化合物	鉛及びそ の化合物	7/6ニハム 及びその 化合物	カルシウ ム・マグ ネシウム 等硬度	蒸発 残留物	硝酸性窒素 及び亜硝酸性窒素	ヒ素及び その化合物	フッ素及 びその化合物	鉄及びそ の化合物	鉛及びそ の化合物	7/6ニハム 及びその 化合物	カルシウ ム・マグ ネシウム 等硬度	蒸発 残留物		
上水道（旧 小野簡易水道）	金地水源地	小浜町		○																			
		有田町		○																			
		桂平町		○																			
		向横田町		○			○						○										
		中垣内町		○																			
上水道（旧 白岩簡易水道）	飯浦水源地	飯浦町		○												○			○		○		
上水道（旧 久々茂簡易水道）	横田水源地	隅村町		○			○																
上水道（旧 久々茂簡易水道）	久々茂水源地	久々茂町		○												○							
合 計	4	8	0	1	7	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	1	0	1	0	

# 令和 6 年度 水道水質検査関係業務委託一覧表

6月実施分

水道の 名称	採水場所		検 査 項 目																				腸内 検査		
			全項目水質検査		消毒 副生成物	基準値の10%超え検査										基準値の20%超え検査									
	原水	浄水	原水	浄水	浄水	浄 水										浄 水									
						硝酸性窒素 及び亜硝酸性窒素	カルシウム・マグネシウム 等硬度	ナトリウム及びその 化合物	フッ素及びその 化合物	ヒ素及びその 化合物	鉛及びその 化合物	7%ニカド及びその 化合物	マンガン及びその 化合物	蒸発 残留物	硝酸性窒素 及び亜硝酸性窒素	カルシウム・マグネシウム 等硬度	ナトリウム及びその 化合物	フッ素及びその 化合物	ヒ素及びその 化合物	鉛及びその 化合物	7%ニカド及びその 化合物	マンガン及びその 化合物		蒸発 残留物	
上水道 (旧飲料 水供給施設)	北河内水源地	下種町			○			○	○								○							○	
	宇治水源地	金山町			○			○									○		○	○				○	
	安床水源地	大谷町			○				○	○							○							○	
	木部水源地	金山町			○																			○	
合 計	4	4	0	0	4	0	0	2	2	1	0	0	0	0	0	0	3	0	1	2	0	0	0	4	0

# 令和 6 年度 水道水質検査関係業務委託一覧表

9月実施分

水道の 名称	採水場所		検 査 項 目																				關内検 査		
			全項目水質検査		消毒 副生成物	基準値の10%超え検査										基準値の20%超え検査									
	原水	浄水	原水	浄水		浄水	浄 水										浄 水								
					硝酸性窒素 及び亜硝酸性窒素		カルシウム・マグネシウム 等硬度	ナトリウム及びその化合物	フッ素及びその化合物	ヒ素及びその化合物	鉛及びその化合物	70ミクロン及びその化合物	マンガン及びその化合物	蒸発 残留物	硝酸性窒素 及び亜硝酸性窒素	カルシウム・マグネシウム 等硬度	ナトリウム及びその化合物	フッ素及びその化合物	ヒ素及びその化合物	鉛及びその化合物	70ミクロン及びその化合物	マンガン及びその化合物		蒸発 残留物	
上水道 (旧飲料 水供給施設)	北河内水源地	下種町			○												○								○
	宇治水源地	金山町			○												○		○	○					○
	安床水源地	大谷町			○												○								○
	木部水源地	金山町			○																				○
合 計	4	4	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	1	2	0	0	0	4	0	

# 令和 6 年度 水道水質検査関係業務委託一覧表

12月実施分

水道の 名称	採水場所		検査項目																				管内検査		
			全項目水質検査		消毒副生成物	基準値の10%超え検査										基準値の20%超え検査									
	原水	浄水	原水	浄水	浄水	浄水										浄水									
						硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	カルシウム・マグネシウム等硬度	ナトリウム及びその化合物	フッ素及びその化合物	ヒ素及びその化合物	鉛及びその化合物	7Mニウム及びその化合物	マンガ ン及び その化 合物	蒸発 残留物	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	カルシウム・マグネシウム等硬度	ナトリウム及びその化合物	フッ素及びその化合物	ヒ素及びその化合物	鉛及びその化合物	7Mニウム及びその化合物	マンガ ン及び その化 合物		蒸発 残留物	
上水道 (旧飲料 水供給施 設)	北河内水源地	下種町			○												○							○	
	宇治水源地	金山町			○												○	○	○					○	
	安床水源地	大谷町			○												○							○	
	木部水源地	金山町			○																			○	
合計	4	4	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	1	2	0	0	0	4	0

# 令和 6 年度 水道水質検査関係業務委託一覧表

1月実施分

水道の 名称	採水場所		検 査 項 目																				關内 検 査	
			全項目水質検査		消毒 副生成物	基準値の10%超え検査										基準値の20%超え検査								
	原水	浄水	原水	浄水	浄水	浄 水										浄 水								
						硝酸性窒素 及び亜硝酸性窒素	カルシウム・マグネシウム 等硬度	ナトリウム及びその 化合物	フッ素及びその化 合物	ヒ素及びその化 合物	鉛及びその 化合物	7%ニウム及 びその化 合物	マンガン 及びその 化合物	蒸発 残留物	硝酸性窒素 及び亜硝酸性窒素	カルシウム・マグネシウム 等硬度	ナトリウム及びその 化合物	フッ素及びその化 合物	ヒ素及びその化 合物	鉛及びその 化合物	7%ニウム及 びその化 合物	マンガン 及びその 化合物		蒸発 残留物
上水道 (旧飲料 水供給施設)	北河内水源地	下種町	○																					
	宇治水源地	金山町	○																					
	安床水源地	大谷町	○																					
合 計	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

# 令和 6 年度 水道水質検査関係業務委託一覧表

3月実施分

水道の 名称	採水場所		検査項目																				管内検査		
			全項目水質検査		消毒副生成物	基準値の10%超え検査										基準値の20%超え検査									
	原水	浄水	原水	浄水	浄水	浄水										浄水									
						硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	カルシウム・マグネシウム等硬度	ナトリウム及びその化合物	フッ素及びその化合物	ヒ素及びその化合物	鉛及びその化合物	7%ニッケル及びその化合物	マンガン及びその化合物	蒸発残留物	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	カルシウム・マグネシウム等硬度	ナトリウム及びその化合物	フッ素及びその化合物	ヒ素及びその化合物	鉛及びその化合物	7%ニッケル及びその化合物	マンガン及びその化合物		蒸発残留物	
上水道 (旧飲料水供給施設)	北河内水源地	下種町			○												○							○	
	宇治水源地	金山町			○												○	○	○					○	
	安床水源地	大谷町			○												○							○	
	木部水源地	金山町		○																					
合計	4	4	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	1	2	0	0	0	3	0

# 令和 6 年度 水道水質検査関係業務委託一覧表

6月実施分

水道の 名称	採水場所		検 査 項 目																				届内 検査	
			全項目水質検査		消毒 副生成物	基準値の10%超え検査										基準値の20%超え検査								
	原水	浄水	原水	浄水	浄水	浄 水										浄 水								
						硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	カルシウム・マグネシウム等硬度	ナトリウム及びその化合物	フッ素及びその化合物	ヒ素及びその化合物	鉛及びその化合物	アモニウム及びその化合物	マンガン及びその化合物	蒸発残留物	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	カルシウム・マグネシウム等硬度	ナトリウム及びその化合物	フッ素及びその化合物	ヒ素及びその化合物	鉛及びその化合物	アモニウム及びその化合物	マンガン及びその化合物		蒸発残留物
上水道 (乙子・山折水源施設)	乙子水源地	乙子町			○											○			○					○
	山折水源地	山折町			○			○								○		○	○					
合 計	2	2	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	2	0	0	0	2	0

# 令和 6 年度 水道水質検査関係業務委託一覧表

9月実施分

水道の 名称	採水場所		検査項目																				管内検査		
			全項目水質検査		消毒副生成物	基準値の10%超え検査										基準値の20%超え検査									
	原水	浄水	原水	浄水		浄水	浄水										浄水								
					硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		カルシウム・マグネシウム等硬度	ナトリウム及びその化合物	フッ素及びその化合物	ヒ素及びその化合物	鉛及びその化合物	アミニウム及びその化合物	マンガン及びその化合物	蒸発残留物	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	カルシウム・マグネシウム等硬度	ナトリウム及びその化合物	フッ素及びその化合物	ヒ素及びその化合物	鉛及びその化合物	アミニウム及びその化合物	マンガン及びその化合物		蒸発残留物	
上水道 (乙子・山折水源施設)	乙子水源地	乙子町			○												○			○					○
	山折水源地	山折町			○												○	○	○						○
合計	2	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	2	0	0	0	2	0	

# 令和 6 年度 水道水質検査関係業務委託一覧表

1 2 月実施分

水道の 名称	採水場所		検 査 項 目																				属内検 査		
			全項目水質検査		消毒 副生成物	基準値の10%超え検査										基準値の20%超え検査									
	原水	浄水	原水	浄水	浄水	浄 水										浄 水									
						硝酸性窒 素及び亜 硝酸性窒 素	カルシウ ム・マグ ネシウム 等硬度	ナトリウ ム及びそ の化合物	フッ素及 びその化 合物	ヒ素及 びその 化合物	鉛及びそ の化合物	アモニウム 及びその 化合物	マンガ ン及び その化 合物	蒸発 残留物	硝酸性窒 素及び亜 硝酸性窒 素	カルシウ ム・マグ ネシウム 等硬度	ナトリウ ム及びそ の化合物	フッ素及 びその化 合物	ヒ素及び その化合 物	鉛及びそ の化合物	アモニウム 及びその 化合物	マンガン 及びその 化合物		蒸発 残留物	
上水道 (乙子・ 山折水源 施設)	乙子水源地	乙子町			○											○			○					○	
	山折水源地	山折町			○											○		○	○						○
合 計	2	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	2	0	0	0	2	0	

# 令和 6 年度 水道水質検査関係業務委託一覧表

1 月実施分

水道の 名称	採水場所		検 査 項 目																				属内検 査	
			全項目水質検査		消毒 副生成物	基準値の10%超え検査										基準値の20%超え検査								
	原水	浄水	原水	浄水	浄水	浄 水										浄 水								
						硝酸性窒 素及び亜 硝酸性窒 素	カルシウ ム・マグ ネシウム 等硬度	ナトリウ ム及びそ の化合物	フッ素及 びその化 合物	ヒ素及 びその 化合物	鉛及びそ の化合物	アモニウム 及びその 化合物	マンガ ン及び その化 合物	蒸発 残留物	硝酸性窒 素及び亜 硝酸性窒 素	カルシウ ム・マグ ネシウム 等硬度	ナトリウ ム及びそ の化合物	フッ素及 びその化 合物	ヒ素及び その化合 物	鉛及びそ の化合物	アモニウム 及びその 化合物	マンガン 及びその 化合物		蒸発 残留物
上水道 (乙子・ 山折水源 施設)	乙子水源地	乙子町	○																					
	山折水源地	山折町	○																					
合 計	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

# 令和 6 年度 水道水質検査関係業務委託一覧表

3月実施分

水道の 名称	採水場所		検 査 項 目																				属内検 査		
			全項目水質検査		消毒 副生成物	基準値の10%超え検査										基準値の20%超え検査									
	原水	浄水	原水	浄水	浄水	浄 水										浄 水									
						硝酸性窒素 及び亜硝酸性窒素	カルシウム・マグ ネシウム 等硬度	ナトリウム及びそ の化合物	フッ素及 びその化 合物	ヒ素及 びその 化合物	鉛及びそ の化合物	アミニウム及 びその化 合物	マンガン 及びそ の化 合物	蒸発 残留物	硝酸性窒素 及び亜硝酸性窒素	カルシウム・マグ ネシウム 等硬度	ナトリウム及びそ の化合物	フッ素及 びその化 合物	ヒ素及び その化 合物	鉛及びそ の化合物	アミニウム及 びその化 合物	マンガン 及びその 化合物		蒸発 残留物	
上水道 (乙子・ 山折水源 施設)	乙子水源地	乙子町			○											○			○					○	
	山折水源地	山折町			○											○		○	○						○
合 計	2	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	2	0	0	0	2	0	